

日 薬 業 発 第 466 号
令 和 6 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 田 尻 泰 典

薬局機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬局総務課より、別添のとおり依頼がありましたのでお知らせいたします。

「薬局機能情報提供制度」における定期報告に関し、令和6年1月報告分より「医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System」の利用が開始されること等に関しましては令和5年11月7日付日薬業発第272号ほかにてお知らせしたところですが、今般、令和5年度定期報告に係る留意事項について周知依頼がありましたので、遺漏なきようご対応いただきたく、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和6年2月29日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬局総務課

薬局機能情報提供制度の医療機関等情報支援システムによる報告について（依頼）

平素から薬局機能情報提供制度（以下「本制度」という。）の円滑な運用につきまして、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本制度は、住民・患者の利便性の向上を図るため、本年4月から、全国統一的な情報提供システム（以下「医療情報ネット」という。）による公表を予定しています。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第8条の2の規定に基づく報告については、本年1月から、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）による報告を可能としたところで

す。つきましては、各都道府県が実施している令和5年度定期報告が円滑に実施されるよう、下記の内容について、貴会会員等に対する周知等、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 令和5年度定期報告の実施について

令和5年度定期報告について、令和6年3月31日（日）までに各都道府県による報告内容の公表に係る作業が終了しない場合、同年4月1日（月）に医療情報ネットによる公表を実施できないため、各薬局開設者におかれては、各都道府県が設定している定期報告終了日^{※1}までに御報告いただきますようお願いいたします。なお、薬局や都道府県の負担を軽減する観点から、可能な限りG-MISにより御報告いただきますようお願いいたします。

※1 定期報告の開始日及び終了日は、都道府県により異なります。

2. G-MISアカウント及び本制度に関するお問合せについて

G-M I Sアカウントの I Dが不明な場合には、「厚生労働省G-M I S事務局」(info@g-mis.net) から送信されているメールを御確認いただきますようお願いいたします。

また、G-M I Sに関する御質問や、令和5年度定期報告等に関する御質問については、各都道府県薬務主管課のホームページを御確認いただき、解決されない場合には、各都道府県薬務主管課^{※2}にお問合せいただきますようお願いいたします。G-M I S事務局ではお問合せに対応しておりませんので、御留意ください。

※2 一部の都道府県においては、保健所や都道府県が委託している事業者です。

3. 厚生労働省ホームページ等について

厚生労働省ホームページ「薬局機能情報提供制度について（薬局事業者向けページ）」において、G-M I Sの利用案内や、G-M I Sを利用した本制度の報告等に関する操作マニュアル、各都道府県のお問合せ先等を掲載しています。また、各都道府県薬務主管課のホームページにおいても、定期報告期間や、従来の運用との相違点等の解説が掲載されているため、併せて御確認いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html

【問合せ先】

厚生労働省医薬局総務課

担当：東、村本

Mail：hanbai-site@mhlw.go.jp

Tel：03-3595-2377